判決年月日	平成２３年７月２１日	担当部	知的財産高等裁判所　第４部
事 件 番 号	平成２２年（行ケ）第１０３７１号		

○ 排気熱交換器に係る本件発明のオフセットフィンのフィンピッチの大きさ，フィンの高さ及び切り起こし部の長さに関する構成につき，排ガス熱交換器に係る引用発明との関係で進歩性を認めた審決について，本件発明の上記構成は，引用発明と相違しないとして，これを取り消した事例

（関連条文）　特許法２９条２項

被告は，発明の名称を「排気熱交換器」とする特許権を有している。本件は，原告が，上記特許に係る無効審判請求が成り立たないとした審決の取消しを求める事案である。

本件審決は，本件発明は①明細書の特許請求の範囲の記載が，発明の詳細な説明に記載したものではないとはいえず（特許法３６条６項１号），明確ではないともいえない（同項２号），②引用発明に各引用例を適用しても，当業者が容易に発明をすることができたものということはできない（同法２９条２項），というものである。

原告は，取消事由として，概要，明細書の記載要件についての判断の誤り（取消事由１），相違点についての判断の誤り（取消事由２）等を主張した。

本判決は，取消事由１については，明細書の特許請求の範囲の記載には，特許法３６条６項１号，同項２号の違反は認められないとしたが，取消事由２については，概要，以下のとおり判示して，原告の請求を認容した。

「本件審決は，本件発明において，オフセットフィンのフィンピッチの大きさ（ｆｐ），フィンの高さ（ｆｈ）及び切り起こし部の長さ（Ｌ）について，①ｆｈ＜７（単位㎜，以下同じ。），ｆｐ≦５のとき，０．５＜Ｌ≦７（条件１），②ｆｈ＜７，５＜ｆｐのとき，０．５＜Ｌ≦１（条件２），③７≦ｆｈ，ｆｐ≦５のとき，０．５＜Ｌ≦４．５（条件３），または，④７≦ｆｈ，５＜ｆｐのとき，０．５＜Ｌ≦１．５（条件４）との４条件を定めた構成は，オフセットフィンが全ての条件を満たすように設計することに発明の意義があると認められるところ，引用発明は，条件１及び２は満たすものの，条件３及び４を満たさず，条件３及び４について，引用発明から当業者が容易に発明することができたものであるとすることもできないと判断した。

しかし，本件発明の上記４条件は，フィンピッチの大きさ，フィンの高さをいずれも重複しない４つの範囲に分け，それぞれの範囲において，切り起こし部の長さの最適範囲を特定したものであり，各条件は択一的な数値限定である。このことは，前記各条件について，条件１ないし３は，それぞれ「，」で区切られ，条件３と４の間には，「または」と記載され

ることによって,各条件が択一的なものとして関連づけられていることからも明らかである。

なお，本件発明１の条件１ないし４は，フィンの高さｆｈについては，７㎜未満の場合と７㎜以上の場合，フィンピッチの大きさｆｐについては，５㎜以下の場合と５㎜超の場合に区分して設定されたものであるが，ｆｈについて７㎜という数値で区分し，また，ｆｐについて５㎜という数値で区分を設けたことの格別の技術的意義の有無については,本件明細書に記載はない。

引用発明には,本件発明の条件１又は２の数値を充足する部分があることが認められる以上，条件１ないし４に係る構成については，本件発明１と引用発明とに相違はない。

よって,引用発明に各引用例の記載事項を適用しても当業者が容易に発明することができたものであるとすることはできないと説示した審決の判断は誤りであるから,取消事由２は理由がある。」